

岩見沢市介護保険条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

第 9 期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険事業の円滑な運営を図るため、介護保険料率を改定する。

第 2 改正の内容

第 9 期介護保険事業計画で算出した介護保険事業に必要な事業費の見込みに基づき、介護保険料率を改定する。

第 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

岩見沢市条例第 9 号

岩見沢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 18 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市介護保険条例の一部を改正する条例

岩見沢市介護保険条例（平成 12 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項第 1 号中「31,800 円」を「28,900 円」に改め、同項第 2 号中「47,700 円」を「43,500 円」に改め、同項第 3 号中「47,700 円」を「43,800 円」に改め、同項に次の 4 号を加える。

- (10) 令第 38 条第 1 項第 10 号に掲げる者 120,800 円
- (11) 令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 133,500 円
- (12) 令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 146,200 円
- (13) 令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者 152,600 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の岩見沢市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(所得の少ない第1号被保険者に対する保険料の減額賦課)

3 改正後の条例第4条第1項第1号、第2号及び第3号に該当する者の令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、各号の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。

- (1) 改正後の条例第4条第1項第1号に該当する者 18, 100円
- (2) 改正後の条例第4条第1項第2号に該当する者 30, 800円
- (3) 改正後の条例第4条第1項第3号に該当する者 43, 500円